

さいたま市総合振興計画審議会 第2部会（第3回） 会議録

日時	令和元年8月30日（金） 午後5時00分～6時55分
場所	エコ計画浦和ビル 3階西会議室
出席者 （敬称略）	〔委員〕計14名 大久保秀子／河野公輝／桐淵博／久保田尚／合谷竜一／鈴木真由美／田中岑夫／塚崎裕子／鶴見清一／豊島登／鳥海修一／中島マリ子／中野勇／村山和弘 〔事務局〕さいたま市 都市経営戦略部：田中副参事／前主幹／新井主査／松本主査／大塚主任／篠田主事 〔傍聴者〕0名
欠席者	〔委員〕計7名 秋元智子／高橋行憲／林承弘／矢部憲春／山崎秀雄／山田亜紀／渡邊峻也
議題	1 開会 2 定足数の報告 3 議題 （1）第2部会（第2回）における委員意見への対応について （2）施策体系の内容について ①第9章 都市インフラ ②第10章 防災・消防 ③第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 4 その他 5 閉会
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	・さいたま市総合振興計画審議会第2部会（第3回） 次第 ・さいたま市総合振興計画審議会第2部会（第3回） 席次 ・さいたま市総合振興計画審議会第2部会 委員名簿 ・資料1 第2部会（第2回）における委員意見への対応について ・資料2 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント 【参考】第1回 資料5 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標（案）（抜粋）
問い合わせ先	都市戦略本部 都市経営戦略部 電話 048-829-1035

1 開会

2 定足数の報告

○**司会** ただいまより、さいたま市総合振興計画審議会第3回第2部会を開催いたします。はじめに定足数の確認を行います。さいたま市総合振興計画審議会運営要綱第5条第2項により、本部会の定足数は過半数と定められておりますが、本部会の出席委員は、委員総数21名に対し14名となっており、定足数を満たしていることから、本日の部会が成立していることをご報告いたします。

現在のところ、傍聴希望者と報道関係者はいらっしゃいません。

また、本部会につきましては、会議録を作成するための録音、記録のための写真撮影を行わせていただきます。会議録につきましては、各委員にご確認いただいた後、部会長の承認を以って確定いたします。公開となる会議の会議録は、各区情報公開コーナーと市のホームページで公表する予定となっておりますので、あらかじめご承知ください。

それでは、以降、部会長に議事進行をお願いいたします。

○**部会長** それでは、会議の公開と傍聴の許可について諮りたいと思います。本日は、傍聴者がいらっしゃいませんが、会議は公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**部会長** ご異議がないようですので、本日の会議は公開としたいと思います。

3 議題

○**部会長** それでは、議題に入らせていただきます。議題1「第2部会（第2回）における委員意見への対応について」事務局から説明をお願いいたします。

(1) 第2部会（第2回）における委員意見への対応について

(資料1に基づき、第2部会（第2回）における委員意見への回答及び対応について事務局から説明)

○**部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**鶴見委員** 資料1「第2部会（第2回）における委員意見への対応」項番1について、

私が申し上げたがったのは、常設・企画展を行える美術館らしい美術館がほしいという意見でした。

○事務局 ご指摘のとおり訂正いたします。

○桐淵委員 前回の審議会の第5章 生活安全で発言した内容が資料1に記載されてお
りませんが、記録には載せないということでしょうか。意見としては、AEDの普及を
中心とした市民共助社会をつくるべきではないか、という内容でした。

○事務局 事務局としては記録を確認させていただいております。本日審議する第10
章 防災・消防の分野でご議論できればと思います。

○部会長 資料1 第2部会(第2回)における委員意見について「局を超えた取り組
みを同じ章に記載するべきではないか」という意見は、同じ章へ記載するのではなく、
関連する取組の内容が分かるよう表現方法を検討してほしいという意見でした。

○事務局 確認して整理させていただきたいと思います。

(2) 施策体系の内容について

(資料2に基づき、資料の見方や議論の進め方について説明)

①第9章 都市インフラ

(資料2、【参考】第1回 資料5に基づき、「第9章 都市インフラ」に関して施策体系
の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

○部会長 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○合谷委員 資料2「次期総合振興計画 施策体系の主なポイント」の総合振興計画(後
期基本計画)からの主な変更点で、「質の高い公園」と記載されておりますが、質の
高いとは具体的にどのような意味でしょうか。

○都市公園課長 福祉のまちづくり条例等であるとか、車いす利用が可能なトイレやオ
ストメイト対応のトイレなど、そのようなニーズに合ったトイレを整備することや、
老朽化した公園の改修をする等の意味でございます。

○合谷委員 現在、多くの公園で遊具の使用禁止やボール遊び禁止の張り紙などがござ

いますが、公園が本来持つ機能を考え、子どもやお年寄りなど憩える場になるよう施策を進めてほしいと思います。

○**村山委員** 資料5 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標（案）の施策の内容で「安全で快適な」という言葉がございますが、インフラ整備で誤解をされやすいのは共生社会の観点です。施策の書きぶりは健全者を対象にしているように思えます。交通弱者や障害者にとっても「安全で快適な」という意味が伝わるような書きぶりにしてほしいと思います。

○**事務局** 事務局で検討させていただきます。

○**桐淵委員** 第1回の審議会の第6章「福祉」の分野でも申し上げましたが、障害者福祉の視点で環境改善に関する内容をきちんと第6章「福祉」に入れて欲しいと思います。現状の書きぶりでは環境改善について触れていないように思えます。

さいたま市の共生社会の概念を明確にした上で、各部局の施策に落とし込んでいかないと総合振興計画になりません。現状は各課が行うことを集めただけに思えるので、もう少し全体で考えた方がよいと思います。

○**事務局** 本日所管の課が出席しておりませんので頂いた意見をもとに検討させていただきます。また、関連所管とバリアフリーの政策は進めていきたいと思えます。

○**部会長** さいたま市はバリアフリーまちづくりの推進など、積極的に進めているのでもう少し具体的に記載した方がよいかもかもしれません。

○**鶴見委員** 地下鉄7号線延伸の取組はどれくらい進展しているのでしょうか。

○**事務局** 地下鉄7号線延伸の取組に関しては、担当部局がおりませんので一般的に公表内容でご説明させていただきます。長期的な計画であるので、ただちに具体的な進捗ということにはならないのが現状でございます。平成29年度に国の審議会において、事業化に向けた課題を整理されたところでございます。今年度は快速運転の運行検討や運行計画の視点から建設計画の検討を順次進めているところでございます。

○**合谷委員** 自転車道が狭くて怖い印象を受けます。大きい道路ほど車のスピードが速いので、自転車の活用と共に、道路の在り方も検討していただければと思います。ま

た、最近は免許返納が話題に上がっておりますが、高齢者の方が利用しやすいようにコミュニティバスの路線を増やすと免許の返納率も上がると思います。長期的な視点で検討していただければと思います。

○**道路環境課長** 既存道路に関しては、車道幅に合わせて一定の基準を設け、自転車道を配分しております。新設道路に関しては、道路整備に併せて自転車道整備を行っております。自転車レーンの整備により事故が減少しているデータもございますので、引き続き進めていきたいと思っております。

○**交通政策課長** コミュニティバスは現在、市内で6路線が走行しております。乗合タクシーは5路線運行しております。高齢化社会に伴い、交通不便地区を中心に整備を進めていきたいと思っておりますが、運転手の不足が課題となっております。財政面やバス事業者関係がございますので、課題をみながら検討していきたいと思っております。

○**鈴木委員** シェアサイクルについて、コンビニ等に配備されて便利になっておりますが、利用設定が複雑でやりにくいと思っております。様々な年代の方が使えるような利用方法・仕組みづくりや、子どもも乗せられるような自転車を配置するなど工夫が必要だと思っております。

○**都市総務課長** シェアサイクルに関しては、現状は実証実験として企業と共に進めております。利用方法については実証実験の中で検討していきたいと思っております。

○**部会長** 資料2の都市計画道路整備率に関する記述がございますが、道路整備率の数値だけではなく、市民の生活感の視点で指標を設定してみてもどうでしょうか。例えば、渋滞がどれくらい酷いかや平均速度など、そのような指標の設定は議論されていますでしょうか。

○**都市計画課長** 指標については頂いた意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○**河野委員** 都市計画道路の整備をすると、地域のコミュニティが崩壊する可能性がございます。整備する際に退去する地域住民がいるので、整備の段階で何か対策を考えて欲しいです。

○**都市計画課長** 都市計画道路では、50年以上整備が進んでいない地域に関して計画の見直しをしております。地域の方々と情報交換しながら見直しについて引き続き

取り組んでいきたいと思います。

②第10章 防災・消防

(資料2、【参考】第1回 資料5に基づき、「第10章 防災・消防」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

○**部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**桐淵委員** 資料2第10章第1節の参考で「市民が行う応急手当の実施割合 43.0%」と記載がございいますが、全国平均は55%を超えているのでかなり低いと思います。蘇生率・救命率の数値はどのようになっておりますでしょうか。

○**消防企画課長** 国が公表しているデータとは算定条件が異なりますので、比較はできないものではございますが、平成30年では46.8%と上昇しております。蘇生率・救命率の数値は、本日手元に資料を持ち合わせておりません。

○**桐淵委員** 消防庁が公表しているウツタイン様式の数値を記載するべきだと思います。

○**消防企画課長** 今後、検討していきたいと思います。

○**桐淵委員** 前回の会議では第5章の生活安全の中で、市民の助け合いの視点を組み込んだ方がよいと意見を述べました。市民が利用できるようコンビニにAEDを配置する等の言葉を第5章の生活安全の分野で記載し、市民に対する人命救助の講習については、第10章の防災・消防の分野で記載するなど分野を横断して考え、書きぶりを検討して欲しいと思います。

○**部会長** 前回は第10章で検討してくださいとの回答でしたのでご検討いただきたいと思います。

○**塚崎委員** 資料5の施策展開及び施策の内容の地域と共に進める災害対策で、「子どもから高齢者まで市民が」という記載がございいますが、市民という言葉には外国人も含めて考えておられるのでしょうか。言語の問題もあって防災に対する特別な配慮が必要だと思います。外国人に対して防災対策ではどのような配慮をされているのでしょうか。

○**防災課長** 外国人に対する配慮につきましては、現在外国人向けにガイドブックの多言語化等を進めています。また、オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人を含めた帰宅困難者対策を今後進めていく予定です。

○**塚崎委員** 総合振興計画の中では、外国人という記載は入れないということでしょうか。

○**防災課長** 防災課としてお答えしますと、災害対応については、国籍の区別なく対応するものであるため、現在の書き方の中に外国人も包含されているものと考えております。

○**村山委員** 具体的な災害への対策について教えてください。どのような想定で総合振興計画に記載しておりますでしょうか。

○**防災課長** さいたま市では、平成 26 年度に大規模災害の発生を想定した検討を行いました。これは、大規模地震や河川の氾濫も含めたものでございます。水害につきましては、特に荒川の大規模氾濫時の被害が甚大なことから、広域避難計画を策定したところでございます。

○**中野委員** 視覚障害、聴覚障害、足の不自由な方など障害者の方も利用できるような避難所についてどのように考えていますか。

○**防災課長** 分かりやすい表示やバリアフリーに対応できるよう施設に要望するなどして、障害者の方の利用も想定して避難所の整備を進めております。すぐに効果が出るものではありませんが、引き続き意見交換をさせていただきたいと思っております。

○**副部長** 障害者や高齢者など、帰宅困難者になる場合も想定して避難所について考えてほしいと思っております。特に障害者は生活像が異なるので、その点も含めて計画に盛り込んでほしいと思っております。

○**防災課長** 障害者団体等とも連携した取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

○**合谷委員** 施設展開及び施策内容で「必要となる施設や人員等をハード・ソフト面から計画的に整備」と記載されておりますが、熊本地震のときには、避難所の運営で一番の働き手が中高生等の若者でした。地元の小中学生を巻き込んで防災教育を行い、

自治会の防災組織と地元の若者との連携を考えてほしいと思います。

○**防災課長** 避難訓練については、各区の総務課を通じて行っておりまして、学校によっては、生徒の参加に協力をいただいている例もございます。保護者の方も含めて参加者のネットワークを作っていくためにも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**鶴見委員** 元荒川の近辺は安全ということでしょうか。

○**防災課長** 元荒川流域につきましては、治水対策の進捗で大規模水害の可能性は減少しておりますが、出水箇所におきましては、浸水被害が起こる可能性はあると見込んでおります。該当の地域につきましては、早期に避難ができるように避難所開設をしていくなどの対策を取ってまいりたいと考えております。

③第1章 コミュニティ・人権・多文化共生

(資料2、【参考】第1回 資料5に基づき、「第1章 コミュニティ・人権・多文化共生」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

○**部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**中島委員** 資料5 第1節の現状と課題で「ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されます」と記載がございますが、主体となり活動している方々の高齢化に伴い団体の後継者の存在が課題になっております。ボランティアの活動が様々な施策に記載されておりますが、ボランティア団体の存続に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○**市民協働推進課長** ボランティア活動及び市民活動への支援ですが、市民活動サポートセンター等の活動への支援、ボランティア活動へのきっかけづくり等の講習会を行っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○**河野委員** 資料5の第1節ふれあいのある地域社会の形成と活性化の指標で「地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合」とございますが、他人事として捉えることもできるので、実際に参加した市民割合などに変更してはどうでしょうか。

また、第2節の人権尊重社会の実現で同和問題の記載がございますが、さいたま市ではどのような現状なのでしょうか。

○**人権政策・男女共同参画課長** ご質問の1点目について、現行計画では記載されておりますが、次期総合振興計画では「地域の活動に参加している市民の割合」は、実施計画の中での成果指標として記載する予定でございます。

また、同和問題の現状ですが、さいたま市においてはインターネットによる人権侵害に関連して、ネット上へ同和問題の書き込みがございます。差別的な書き込み等の監視や、書き込みへの対策を協議しているところでございますので、記載したいと考えております。

○**塚崎委員** 質問は3点ございます。第2節の施策内容で「人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくり」と記載がございます。国の施策でスマホアプリを相談ツールに取り入れると若い層の相談件数が増加した等のデータがございますが、さいたま市で取り組む相談しやすい環境づくりについて教えてください。

2点目は、資料2第3節多文化共生社会の実現等で出入国管理法の改正に関する記載がございますが、新たに多文化共生社会の推進に向けた取組はございますか。

3点目は、資料5第3節の新たに設定する成果指標（案）で「市民と外国人ともに暮らしやすいと感じる市民の割合」とありますが、市民という表現は外国人を含めての記載だと思っておりますので、表現を変えた方がよいと思っております。

○**人権政策・男女共同参画課長** 他の自治体でスマホアプリを利用した相談窓口の開設事例がございますので、今後検討したいと思っております。

○**観光国際課長** 出入国管理法の改正に伴い新たに取り組む内容としては、外国人へ日本語学習の機会を提供することや生活に即した日本の仕組みを教える等の内容を考えております。多文化共生に向けた、環境改善にまず取り組んでいきたいと考えております。また、3点目の市民と外国人を分けた書き方ですが、出入国管理法の関係で在住する外国人の方々に関しては、言葉を使い分けた次第でございます。

○**部会長** 防災・消防の章では、市民という言葉に外国人も包含しているとのことでした。章によって言葉の意味合いが異なるのはよろしくないので、計画全体の中での市民の定義、外国人の意味を検討してほしいと思っております。また、昼間人口や観光で来訪した方々も同様に検討してください。

○**事務局** 同じ計画書の中で、言葉の定義が異なると成果指標にも影響が出るので整合を図りたいと思っております。

○**村山委員** 資料5第2節の施策内容で「学校教育の場をはじめとする人権教育」という記載がございますが、前回の審議会の第4章 教育の中で人権教育について記載がございませんでしたが、内容は部局間で共有しておりますでしょうか。このように施策内容が似ている場合、どちらがイニシアティブをとるかなど問題になるので統合する部署が必要だと思います。また、施策内容の記載が啓発や予防などに関連する内容が多いと思います。実際に救済する場合の具体的な内容が欠けていると思います。

○**人権政策・男女共同参画課長** 人権に関しては、教育委員会にも人権政策推進室が設置されておりますので、今後とも連携して進めていきたいと思います。また、救済相談についてさいたま市と法務局と連携して進めているところでございます。

○**村山委員** 学校との連携がございますが、人権教育が通年されているのか一時的なものなのか疑問に感じております。部局の方々が声をあげて、いじめについて先生方に直接訴える場を設けるなど考えていただければと思います。

4 その他

○**事務局** いただいたご意見等を部会長、副部会長、事務局で整理し、必要な修正を行ってまいります。対応結果については調整部会で検討して参りたいと思います。次回の総会でございますが、10月21日(月)の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○**部会長** 以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思います。委員の皆様のご協力により、円滑な議事進行ができましたことにお礼申し上げます。

5 閉会

以上